

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議	
開 催 日 時	平成29年1月10日 午前9時10分から 午前11時02分まで	
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、橋本会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、塩野監査委員事務局長（担当課1）</p> <p>中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長、鈴木同課主幹兼課長補佐兼施設建設準備係長、同課同係老川主査（担当課2）</p> <p>比留間都市建設部次長兼まちづくり推進課長、岩城同課主幹兼課長補佐、久保田同課専門員兼区画整理係長（事務局）</p> <p>太田市長公室次長兼政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係臼倉主任</p>	
会 議 内 容	<p>1 朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）</p> <p>2 根岸台五丁目土地区画整理事業の事業区域変更（案）及び整備手法変更地区のまちづくりの方針（案）について</p>	
会 議 資 料	<p>・朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）</p> <p>・根岸台五丁目土地区画整理事業の事業区域変更（案）及び整備手法変更地区のまちづくりの方針（案）</p>	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	

その他の 必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	

【議題】

1 朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）

【説明】

（担当課1：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長）

この計画は、クリーンセンター内にあるごみ焼却処理施設が平成7年1月の稼動から22年が経過していることを踏まえ、新施設の概要を定めるものである。

新施設の工事請負契約については、受注者が設計と施工を行う性能発注方式を採用する予定であることから、この計画には、施設整備に係る基本条件や基本的な仕様を定めている。

また、この計画の策定に当たっては、第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画、関係法令、ガイドライン等を踏まえ、他市の事例を参考にするとともに、建設コンサルタントの支援を受けながら、市職員で構成されたごみ焼却処理施設検討委員会を5回開催し、検討したものである。

目次について、計画は全12章で構成され、施設の概要や工事や設備に関する事項などを記載している。

3ページの図について、点線で囲んだ箇所が建設予定地で、休止中のごみ焼却処理施設を解体撤去した後に、新施設を建設する予定である。なお、現施設の稼動を続けながらの建設となる。

次に、4ページの下部「更新に係る前提条件」では、建設工事期間を平成30年度から平成33年度までの4年間とし、新施設の供用開始は、平成34年4月1日を予定している。なお、現施設は、平成34年度中に解体し、常設の計量棟などを設置する予定である。

竣工後の配置については、16ページの右下の図を予定しているが、欄外に記載のとおり、国道254号バイパスの整備状況によっては、動線等を変更する可能性があるもので、現時点で、確定したものではない。

次に、19ページの下には、施設の基本方針を6項目挙げている。詳細については、20ページに記載しているとおりである。

次に、24ページの施設規模について、新施設では、焼却対象とすることのごみの一部を変更し、現在委託処理している汚れたプラスチック類なども新施設で処理する予定で、本市の人口推計と、ごみ量の推計に基づき、施設規模を算定した結果、災害ごみの処理分も含め、C案の1日当たり処理量を112トンとしている。なお、現施設は120tである。

次に、49ページの公害防止基準について、ごみ焼却処理施設は、関係法令などにより様々な規制を受けますが、新施設については、現施設よりも高い公害防止基準を達成できると見込まれることから、B案に掲げた数値を採用した。

次に、115ページについて、クリーンセンターは、温室効果ガスの削減に努める必要があることから、新施設では、CO2負荷の軽減につながる設備の導入について記載し

ている。

次に、126ページの焼却炉の設置数については、2炉構成と3炉構成を比較検討した結果、現施設と同じく、2炉構成が望ましいとしている。

次に、焼却炉の形式については、145ページと146ページに記載の6方式について比較検討した結果、建設費、運営費、他団体での実績により、現施設と同じく、ストーカ炉による燃焼方式が望ましいとしている。

次に、余熱利用設備については、150ページ以降に記載している。新施設は、環境省の補助金である循環型社会形成推進交付金を受けて整備する予定で、熱エネルギーを利用できる施設とすることが交付要件に定められており、いわゆる「ごみ発電」設備を設け、クリーンセンター場内のごみ処理施設に電気を供給するほか、余剰電力を売却する予定である。

以上が、新施設の整備概要である。

なお、本計画については、庁議での審議を経て、パブリック・コメントを実施した後、再度、庁議において、パブリック・コメントの結果を報告し、確定したいと考えている。

【意見等】

(佐藤水道部長)

4ページの工事期間について、年度ごとの予定、具体的な内容を教えていただきたい。また、竣工時期を教えていただきたい。

(担当課1：鈴木)

51ページの仮設計画をご覧ください、①資源物の移設、②仮設計量機の設置、③仮囲いの設置、④休止施設の解体工事は平成30年度、⑤新施設の建設は平成31年度から平成33年度、⑥現施設の解体工事、⑦新施設稼動時・常設計量機設置時は平成34年度の実施を予定している。

続いて、竣工時期については平成33年度末を予定している。

(佐藤水道部長)

24ページの施設規模に関連して、年末年始のごみの最大受入量はどのくらいか教えていただきたい。

(担当課1：中川)

可燃ごみの最大受入量については、昨年末が最も多かった日で130トン、本年受入れ初日の1月4日が140トンであった。通常の入量は70～90トンである。C案の施設規模は1日当たり112トンであり、それを超える量のごみを1日で焼却することはできないが、処理できないごみについてはごみピットに搬入することとしており、新施設のごみピットでは800トンを溜められる予定である。

(佐藤水道部長)

240ページのごみピットの容量について積算に7日とあるが、このことについては138ページの記述で理解できるようになっている。記述の方法をうまくできないか。

(担当課1：中川)

関連性のあるものについて記述方法を検討する。

(重岡危機管理監)

24ページについて、災害ごみ量は2年半かけて処理すると仮定している根拠を教えてください。

(担当課1：老川)

災害ごみの処理については、国からガイドラインで3年以内に処理するよう示されており、3年間のうち、半年間を補修工事期間とし、残りの2年半で処理としている。

(重岡危機管理監)

処理するまでの期間の災害ごみはどのようにするのか。

(担当課1：中川)

災害ごみの仮置き場の設置を検討している。

(澤田都市建設部長)

5ページの都市計画事項等の中で、1)都市計画区域の名称について、朝霞都市計画区域内としていただきたい。また、区域区分が市街化調整区域なので、区域区分という項目を追加し、市街化調整区域としていただきたい。

また、今回の建替工事について許認可の手続き等で担当課との調整はしているか。

(担当課1：中川)

担当課と調整している。

(塩野監査委員事務局長)

都市計画法の都市施設に該当するが、完了後に都市計画の変更が必要になるのではないか。この計画に記載するべきではないか。

(担当課1：老川)

今回の建替えにあたり、都市施設について埼玉県との調整を行った。都市施設の区域の指定内で整備を行うので都市計画の変更は必須ではないと県から回答を得ている。

(佐藤水道部長)

35ページについて、ばいじん対策として集じん器の比較をしているが、158ページでは「ろ過式集じん器(バグフィルタ)」を採用とあり、その前、156ページ、157ページでは「ろ過式集じん器(バグフィルタ)」がすでに記述されている。35ページで比較した結果を記載するべきではないか。

(担当課1：鈴木)

説明とその理由が円滑になるよう文章の入替等を検討する。

(重岡危機管理監)

67ページの危険物倉庫の解体、撤去について、現在、外に設置された危険物倉庫内にある薬品類を現施設の中に移設するとあるが、危険性に問題はないのか。

(担当課1：老川)

現在、設置している危険物倉庫については、もともと施設内に設置しても危険ではなく、搬入搬出の取り回しの観点から外に設置していたものである。そのため、今回の建替えにあたり施設内に薬品類を移設しても特段危険はないと考えている。

(神田市長公室長)

62ページの安全対策について、場内における記述はされているが、県道の新盛橋の出入に関する記述も必要ではないか。

(担当課1：中川)

この計画は業者に対する最低限の仕様として記述したものであり、ご指摘の県道からの出入については児童の通学への配慮などは求めている。

(澤田都市建設部長)

この計画が工事を実施する計画であると考えれば、周辺の安全対策を考え、警察や担当課など関係機関との調整をするべきである。

(担当課1：中川)

この整備基本計画をもとにして、今後、発注仕様書を作成する予定である。周辺の安全対策を講ずることについて、記載方法を含めて検討する。

(澤田都市建設部長)

内間木公園への道路を通行するならば、公園利用者への影響はどのように考えているか。内間木公園とクリーンセンターの間の橋は10トン以下と制限されている。

(担当課1：鈴木)

旧憩いの湯跡地を活用して資材置き場や現場事務所とする計画をしている。内間木公園とクリーンセンターの間の橋は通行せず、新盛橋に迂回をするルートを考えている。

(澤田都市建設部長)

そのルートであると、わくわく号や民間路線バスのルートとなっているので、工事条件の留意が必要である。

(担当課1：中川)

大型車両の通行に関して、バス路線の影響を考慮して適当な時間帯での通行することを条件にする必要があると考える。

(重岡危機管理監)

73、74ページの荒川の浸水想定区域や浸水深の区分について、平成28年5月に国土交通省のハザードマップが新たに公表されているのでそれを反映していただきたい。

(担当課1：中川)

修正を行う。

(重岡危機管理監)

93ページの電気関係諸室について、非常用発電機室は、タービン発電機室に隣接して1階に設けるとされているが、74ページの浸水対策の一例との整合性はどうか。

(担当課1：老川)

1階に設置するタービン発電機本体については、水没しても水が引けば稼動が可能な機器である。始動させるための電気盤は1階で水没してしまうとタービン発電機が稼動できなくなってしまうので、電気室の2階に設置する。

(澤田都市建設部長)

工事業者が設計も一体的に行うのか。それとも、設計と工事は別の契約となるのか。

(担当課1：老川)

この整備基本計画を受けて、発注仕様書を作成し、設計と工事を一体で業者に発注する。予定では、設計から工事、運営を一体で考えている。

(重岡危機管理監)

クリーンセンターのある内間木地区は、液状化が予想されているが、94ページの基本方針の(2)の記載のとおり液状化は問題ないということか。

(担当課1：老川)

液状化を見越したうえで、建物の基礎設計を行うとしている。

(担当課1：中川)

施設そのものの倒壊はないようにしているが、場内の通行帯及び取り付け道路の液状化対策については基本的にされていない。

(神田市長公室長)

87ページについて、施設で働く職員、搬入する市民に対するバリアフリーに関する記述がない。

(担当課1：鈴木)

修正を検討する。

(神田市長公室長)

内間木地域の雨水対策の一環で雨量計の設置についてはどうなっているか。

(担当課1：老川)

雨量計の設置は発注仕様書に含めることで考えている。

(重岡危機管理監)

88、89ページについて、内間木地域の洪水対策として、一時的な緊急避難場所としての利用の余地、考慮を要望したいがどうか。

(担当課1：中川)

諸施設の中で会議室や研修室において内間木公民館に行くまでの間の一時的な避難をしていただくことは可能である。ただし、備蓄等、防災施設としての機能は持っておらず、担当としてはこの整備計画に記述することは難しいと考える。

(澤田都市建設部長)

構内道路の液状化対策は行わないとのことだが、災害時に建物が使用できる状態であっても構内道路が使用できなるとごみ処理に支障が出る可能性があるのではないか。

(担当課1：老川)

構内道路は液状化の影響はないものと考えている。災害対策として半年間の補修期間を設けている範囲で対応するものと考えている。

(澤田都市建設部長)

構内道路について、東日本大震災のときも液状化は起きていないということか。

(担当課1：老川)

東日本大震災のとき、場内で通行が不能になった箇所はなかった。

(澤田都市建設部長)

84ページの今回配置する構内道路について、液状化対策をしないで支障はないのか。

(担当課1：老川)

構内道路については通常の道路であり、液状化に特別対応した道路を配置するのではない。もし液状化が発生した場合は半年以内に補修する。

(神田市長公室長)

液状化対策は必要な考察を記述していただきたい。

防災の観点については、市の姿勢として可能な部分について防災の考察を記述していただきたい。

(藪塚健康づくり部長)

ごみを搬入する専門車両と一般市民の車両があるが、受付をする際やお金を払う際に時間がかかることが考えられるが、駐車スペースや待機スペースの図はあるか。

(担当課 1：鈴木)

51ページの⑦が完成イメージである。完成後は、車から降りないで手続きができるように考えている。予約制度については、一般市民に向けて時間を設定して1時間に数台来ていただき、駐車場の利用を少なくしようと考えている。

(藪塚健康づくり部長)

受付をする際やお金を払う際に時間がかかることで渋滞は発生しないのか。

(担当課 1：鈴木)

予約制度を活用してなるべく渋滞が起きないように対応していきたい。予約制度を導入するかは現在、検討中である。

(担当課 1：中川)

工事期間中、仮設計量機を設置した際には、予約制度の導入は必要であると考えている。新しい施設については、手続きを行う車両の状況を考慮し、場合によっては混む時期や曜日において予約制度を導入するなども考えられる。

(澤田都市建設部長)

99、100ページの煙突の意匠について、写真一覧の中央の列の中段にあるようなきらびやかな方向性を目指すということか。また、プロジェクションマッピングも行う方向なのか。

なお、99ページの最終行の「次項」は「次頁」が正しい。

(担当課 1：鈴木)

99ページにあるとおり、煙突については周辺地域からのランドマーク機能が期待できるものとする。必ずしもプロジェクションマッピングを採用するとは考えておらず、ごみ処理施設のマイナスイメージを払拭できるような提案を採用したいという意図である。

(澤田都市建設部長)

景観計画において黒目川沿いの施設は周辺の自然環境に調和したデザインにするとしており、提案を評価する際は配慮していただきたい。また、計画書に掲載する写真は将来目指す方向性を示していると読み手に思われる可能性があるため、内容を吟味した方が良いように思う。

(佐藤水道部長)

144ページの炉形式の結論がいきなり出ている。比較検討は145、146ページ

でされている。記述の仕方、流れを見直すべき。15ページの現施設の扱いについてと同様にすべき。

また、155ページの発電電力の算出とあるが、現在、クリーンセンターの消費電力の状況はどうか。余った電力については売電が可能ではないか。また、売電はどの程度と考えているか。

(担当課1：中川)

1点目、検討した経過と結論への理由、結果が円滑になるよう文章を修正する。

2点目、現在、クリーンセンターでは1日あたり11,000kWh程度の消費電力である。定期補修工事や修繕等を除き、2炉体制で稼働するときは余剰電力の売却が可能であると見込んでいるが、詳細については今後の話であるのでこの計画には記載をしていない状況である。

(佐藤水道部長)

144ページの焼却炉の検討過程をもう少し詳しく記述することはできないか。

(担当課1：中川)

より詳しく書けるよう修正する。

(澤田都市建設部長)

150ページの中で「交付金制度の対象となるのは熱回収率16.5%」とあるが、交付金の交付要件をこの計画に記述する必要があるのか。

(担当課1：鈴木)

市の歳入として交付金を受けるという観点から記載したものであるが、計画書に記載することが不適当であれば削除することも検討する。

(佐藤水道部長)

199ページの埋設廃棄物の撤去スキームがあるが、201ページの図を見ると、焼却灰が埋設されていると想定される範囲とあり、この部分は埋設廃棄物をすべて掘り出すのか。さきほど構内道路の話が出ていたが、この状態のまま道路を配置しても陥没しかねないと思われる。撤去スキームとしての結論はないのか。

(担当課1：鈴木)

199ページの埋設廃棄物の撤去スキームについて、現状では、A案からC案までの結論は出していない。埋設廃棄物の撤去は工事範囲に必要な撤去をすることとしている。

(担当課1：中川)

201ページの図については、ボーリング調査と当時を知る職員への聞き取りにより作成したものである。実際には掘り起こしてみないと分からない。廃棄物処理法に則って必要な範囲で適正に処理する考えである。この整備計画では撤去スキームとしてはA案からC案を掲載することとし、実際に現状を把握できた段階で協議する必要があると考えている。この整備計画においては、方式と想定されている状況を示すにとどめている。

(佐藤水道部長)

実際に埋設廃棄物が出てきたときは別途費用がかかるということか。

(内田市民環境部長)

現状施設が建っている下であるので、すべてを撤去するのではなくて、必要な部分について掘り起こしを行い、撤去するということである。

(島村生涯学習部長)

24ページのⅢごみ量の内訳の【補足】算定根拠について、数字の繰り上げ方が異なっている。

(担当課1：中川)

検討する。

(神田市長公室長)

今日の質疑があったなかで来週の庁議に諮ることはできるか。

(澤田都市建設部長)

今日の質疑について、この整備基本計画に記述すべき内容か、今後の課題として追記すれば済む内容かを仕分けていただき、担当課で訂正等の対応ができるのであれば、来週の庁議に諮ることは可能だと考える。整備基本計画に必ずしも載せる必要がないものは、今後設計段階までによく検討することとすれば良いのではないか。

(神田市長公室長)

政策企画課では質疑の概要をまとめ、訂正について突合しておく。政策調整会議としては、反映できる質疑については反映することとし、また、必要な付記はすることとしたうえで、資料をよく精査して庁議に諮るという流れとする。

【結果】

一部訂正のうえ、庁議に諮ることとする。

【議題】

- 2 根岸台五丁目土地区画整理事業の事業区域変更（案）及び整備手法変更地区のまちづくりの方針（案）について

【説明】

(担当課2：比留間都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

説明の前に1点、訂正する。**資料1**のタイトル下段の四角囲いの1行目後半の「南北」を「東西」とする。

資料1の1ページについて、根岸台五丁目土地区画整理事業は、事業区域を東西に横断している都市計画道路中央通線が廃止の方針となったことを受けて、施行者である根岸台五丁目土地区画整理組合では、中央通線沿線を含む根岸台五丁目の一部及び根岸台六丁目の一部を、土地区画整理事業区域から除外する議決がされ、平成28年9月13日付けで、事業面積を約11.6ヘクタールに変更する、事業計画案の認可申請が組合から提出された。

本日は、朝霞都市計画事業として行われている、根岸台五丁目土地区画整理事業の変

更認可を行うとともに、土地区画整理区域から除外される整備手法変更地区について、新たに地区計画を定めるとともに、準防火地域の指定をすることを市の方針としてよろしいか、お諮りするものである。

続いて、これまでの経緯について、根岸台五丁目土地区画整理事業は、昭和59年に、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点で、市街化区域へ戻す、いわゆる「暫定逆線引き」の都市計画決定を行った。この決定をきっかけに地権者間で、市街地整備の機運が高まり、市街化調整区域の約11.3ヘクタールに、中央通線沿線を含む市街化区域の約2.5ヘクタールを加え、約13.8ヘクタールを事業区域とする土地区画整理事業が埼玉県において認可された。

しかしながら、事業開始から約15年以上が経過しても、中央通線沿線区域については、仮換地指定に至らない状況にあったことから、組合としては、「仮換地指定済」区域と「仮換地未指定」区域を分割して、「仮換地指定済」区域の約11.6ヘクタールは、早期換地処分を目指すこととし、平成26年に3箇所直接施行を行った結果、おおむね完了するまでに進捗した。

組合は、平成28年9月11日の総会において、「仮換地未指定」区域を除外することを議決したことから、市は埼玉県と協議を行い、除外される根岸台五丁目地区と根岸台六丁目地区を整備手法変更地区として、既存の道路や街区を保持しながら、良好な住環境を整備する、地区計画の素案と準防火地域の素案を作成し、都市計画法第16条に基づく素案の閲覧及び説明公聴会を開催した。

説明公聴会には、15名の出席があったが、地区計画の素案や準防火地域の素案に対するご質問やご意見はなかった。

なお、地区計画の素案に対する意見書の提出期間は本日までとなっているが、これまで意見書の提出や意見書に対する問い合わせはない。

以上がこれまでの経緯である。

次に、[資料1](#)の3ページ及び[資料2](#)の右側の図について、根岸台五丁目土地区画整理事業の事業区域の変更案であるが、変更内容を「変更前」と「変更後」として比較している。

まず、都市計画街路の整備は、中央通線が廃止となることから、茶色で塗られている、岡通線のみとなる。

次に赤色で塗られている区画街路であるが、変更前は42路線を整備する計画だったが、変更後は32路線を整備する計画となる。

この区画街路については、32路線すべて整備が完了している。

なお、岡通線と中央通線の交差部について黄色で塗られているが、組合としては今後、地権者との話し合いにより保留地等に変更する予定である。

次に、黄緑色で縁取られている街区公園であるが、変更前は3ヶ所を整備する計画だったが、変更後は2ヶ所を整備する計画となる。

次に下水道の整備率は、変更後も100%である。

最後に総事業費は、変更後は約14億5千万円減の40億8,800万円となる予定である。

以上が、根岸台五丁目土地区画整理事業の事業区域の変更案である

次に根岸台五丁目土地区画整理事業の地区から除外される2つの地区、「根岸台五丁目地区」と「根岸台六丁目地区」の地区計画案である。

資料1の3ページ中段、はじめに「根岸台五丁目地区」の地区計画案について、まず地区の位置であるが、資料2の左側のページ中段にある「2. 事業分割図」の中にある西側の赤枠青塗り部分である。根岸台五丁目地区は、面積が約1.3ヘクタール、地区施設としては、資料3右側上段の計画図である。右下の拡大図で示しているとおおり、既存の位置指定道路と朝霞市道の5箇所に隅切りを整備する。

こちらの隅切り設置予定部分には、建築物や工作物を設置することができないという制限を設ける。

次に、資料4は地区計画の解説資料である。建築物に対する制限については、用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、垣又はさくの構造の制限、また、準防火についての説明をしている。

それでは、1ページの建築物の用途の制限であるが、地区内すべてが「第一種住居地域」として指定されているが、第一種住居地域で建築可能な用途のうち、良好な住環境にふさわしくない用途について制限をする。

対象となる用途としては、1から4の

- ・ホテル又は旅館
- ・畜舎
- ・自動車教習所
- ・ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場となり、地区計画内では建築ができなくなる。

次に2ページの建築物の敷地面積の最低限度を100平方メートルとするものである。なお、敷地形状が路地状敷地となっている場合は、路地状部分を除いて100平方メートルが必要となるものである。

最低敷地面積を制限することで、道路などを拡幅しなくても建築物の密集を防止する効果が期待できる。

次に3ページの壁面の位置の制限をしている。

次に4ページについては、壁面後退区域における工区物の設置の制限をしている。

また、3ページと4ページの図については、既存の地区計画の資料を引用したため、道路拡幅を行う表記となっているが、今回の地区計画では新たに道路を設置したり、拡幅を行う計画はない。

次に5ページについて、道路に面する側の垣又はさくの構造を、生け垣、鉄柵等の透視可能なフェンス等に制限するものである。

生け垣や透視可能なフェンス、また、高さを2メートル以下に制限することで、明るく緑の多い快適な住環境が形成される。

さらに、コンクリートブロック塀などを制限するので、大地震による倒壊被害を減少させることにもなる。

以上が「根岸台五丁目地区」の地区計画案である。

次に「根岸台六丁目地区」の地区計画案について、まず、地区の位置については、**資料2**の左側のページ、「2. 事業分割図」、東側の赤枠青塗り部分である。

根岸台六丁目地区は面積約0.9ヘクタール、地区施設としては**資料3**右側ページの下段の計画図である。

地区計画による整備内容については、既存の朝霞市道を地区施設道路として位置づける。

なお「根岸台五丁目地区」と同様、新たに道路を設置又は拡幅する計画はない。

次に建築物に対する制限等であるが「根岸台五丁目地区」と同様であるので、説明は省略する。

以上が「根岸台六丁目地区」の地区計画案である。

次に、準防火地域案の内容について**資料1**の5ページ中段、準防火地域を指定する目的としては、火災による延焼防止を図るため建築物の規模に応じて一定の規制をかけるものである。

制限の内容については、**資料4**の6ページと7ページ、不燃化を促進することにより、市街地の防災性の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進するものであり、準防火地域内の建築物については、建築物の階数や規模に応じて、耐火建築物又は準耐火建築物、もしくは一定の防火措置を講ずるなど構造制限が適用される。

「地区計画」区域内の過半数は木造2階建ての建物となるので、防火措置の例を**資料4**の7ページに表示している。

延焼のおそれのある部分については、開口部を防火設備にする必要がある。例としては、窓ガラスを網入りガラスにしたり、換気扇をダンパー仕様にしたということが挙げられる。また、屋根や外壁などにも不燃材料を使用することが必要となる。

準防火地域の指定により建築物の火災に対する安全性を高め、地区計画内の防災機能の向上を図る。

以上が、準防火地域案の内容である。

最後に、今後のスケジュールについて**資料1**の5ページの下段、今年1月中旬ごろには、都市計画法に基づく県知事協議を始め、2月中旬ごろから都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行った後、3月下旬に都市計画審議会へ諮問し、異議がない場合は、すみやかに都市計画決定を行う予定である。

また、市議会に対しては、3月上旬に全員協議会において説明を行う予定である。

【意見等】

(塩野監査委員事務局長)

資料1の3ページ、表について街区公園が3ヶ所から2ヶ所に変更とあるが、都市計画法施行規則第9条において3%以上が公園でなければならないとされているが、3%を超えているということで良いか。

(担当課2：久保田)

3%を超えている。

(塩野監査委員事務局長)

増進率は把握しているか。

(担当課 2 : 久保田)

現時点では把握していない。

(神田市長公室長)

資料 1の 2 ページで説明公聴会とあるが、市の意思決定の時期として、政策調整会議、庁議は、都市計画法の手続きの段階でどう位置付けているか。

(担当課 2 : 久保田)

市の意思決定の時期としては、都市計画法第 16 条に基づく都市計画変更素案の閲覧を行い、対象の地権者への説明公聴会でご意見を伺い、ご意見を反映したうえで、政策調整会議にお諮りしている。

(担当課 2 : 比留間)

前回の中央通線においても、都市計画法第 16 条の閲覧の後、県知事協議の前の段階で市の意思決定としてお諮りしたところである。

(神田市長公室長)

今回地区計画を示して、新たに根岸台五丁目と根岸台六丁目を区切ったわけだが、根岸台五丁目の土地区画整理地区内の地区計画は今後どのように考えているのか。

(担当課 2 : 久保田)

根岸台五丁目の地区計画をかけることはしていない。

(澤田都市建設部長)

旧暫定逆線引き地区を市街化区域に編入するにあたって、区画整理事業またはそうでない場合は地区計画を立てて、良好な住宅地として整備するという位置づけで市街化区域に編入することとなった。根岸台五丁目については、区画整理事業によって全域を良好な住宅地にするということで動いていたところであるが、今回、都市計画道路の廃止などもあり、難しい地区については、区画整理事業区域から除外し、改めて地区計画を定めて良好な住宅地の形成を目指すものである。区画整理事業区域内については、区画整理事業によって良好な住宅地を形成することが制度上担保されていることから、更なる地区計画をつくる考えはない。

(神田市長公室長)

今回変更する地区の道路付けはこれで良いのか。

(担当課 2 : 久保田)

県の基準に照らして県との協議のうえ道路付けを行ったものである

【結果】

原案のとおり決定とし、庁議に諮ることとする。

【閉会】